答申

審査会の結論

北九州市長(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった行政 文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を 不開示とした処分は妥当である。

理由

第1 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成24年11月13日、北九州市情報公開条例(平成13年 北九州市条例第42号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機 関に対して次の行政文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「インターネット上での風評被害対策の予算の詳細(委託先企業、委託料)」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書(以下「本件行政文書」という。)について、平成24年11月27日付け北九産風第22号で、行政文書の一部開示の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成24年11月29日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成25年1月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消す、との決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由 は、次のように要約される。

- (1)本件業務の委託契約につき、条例第7条第6号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と判断し、一部を不開示にしたものと考えられるが、事由の説明がなく極めて不適切である。本件事業の「性質」がいかなるものであり、開示することが「適正な遂行」を妨げることになるのかについて、一切説明がない。
- (2) 本条例の条文と同旨の情報公開法第5条第6号の解説によると「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、「本規定は、行政機関の長に広範な裁量権を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要性があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。」とある。北九州市は全くこのことを説明していない。
- (3)本件業務が「悪質なデマ」及び「間違った流言飛語」の定義も不明確なままに、震災廃棄物に含まれる有害物質及び放射性物質に関する影響や震災廃棄物にかかる広域処理の妥当性について、各自がインターネット上で意思表示した文書を行政が一方的に訂正、削除を求めることを目的としているのだとしたら、法令及び条例に根拠もなく、個人が自由に震災廃棄物処理にかかる危険性や妥当性を述べる機会を奪い、思想の自由を保障した憲法第19条、表現の自由を保障した憲法第21条に反する。また、地方自治体の予算を使い、公権力をもって、これらの自由を抑制する行為をすることは行政における裁量権の逸脱乱用に当たり、違法性があると考えられる。
- (4) 何をもって「誤報」と判断し、「正確な情報」と断定するかは、憲法上の思想信条の自由を無視するわけにはいかない。一歩誤れば憲法が禁止する「検閲」にもなりかねず、行政が憲法感覚を軽視するのは問題がある。また、契約の内容に関して、委託業者に個人が特定される情報の収集や、支持政党などの思想的背景の収集も行わせるようになっているのであれば、違法性があるわけであり、むしろそういうことは行っていないという自信があるのであれば、積

極的に契約内容を公開すべきである。

(5) 委託金額が1200万円と高額であり、事業の目的、効果に照らしてその委託金額が妥当であるかも場合によっては監査請求の対象になることもあるから、 内容、期間というのはそれらを判断するうえでの重要な要素であり、開示すべきである。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 契約書等に押印した法人の印影は、当該法人が取引に用いる印の印影であり、 事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、 条例第7条第2号に該当し、不開示とすべきであると判断する。
- 2 契約期間、契約の相手方、契約内容に関する記載の一部は、事務の性質上、公にすることにより、本調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、 条例第7条第6号に該当し、不開示とすべきであると判断する。
- 3 本調査業務が憲法違反との主張であるが、北九州市が行おうとしているのは、 誰もが閲覧できる状態にあるウェブサイト上の情報を閲覧し、災害廃棄物の処理 についての誤った情報があれば、報道機関等を通じて、その旨を市民に対し情報 提供するというものに過ぎない。何ら市民の表現の自由を制約するものではなく、 むしろ、誤報による風評被害等を防ぐために、正確な情報を提供していくことは、 市民の知る権利に資するものであり、北九州市として当然の役割であると考える。

第4 審査会の判断

- 1 本件行政文書の概要等
- (1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

「インターネット上での風評被害対策の予算の詳細(委託先企業、委託料)」

実施機関は、本件行政文書として次の文書を特定している。

ア 記者発表資料(東日本大震災に伴う災害廃棄物処理事業予算(案)について。以下「本件予算案」という。)

- イ 委託契約書(平成24年8月8日付け北九州市を発注者とする「風評被害 防止ウェブサイト調査業務」委託契約書。以下「本件委託契約書」とい う。)
- (2) 北九州市は、東日本大震災による災害廃棄物の本市受入れに伴い、必要となる経費について、補正予算を計上した。本件予算案は、当該補正予算に係る予算案である。

また、北九州市は、東日本大震災による災害廃棄物受入れに伴う市内事業者等の風評被害を防止する対策の一環として、風評被害の発生源となる可能性の高いウェブサイト上の書き込み調査等を行うことを業者に委託した。本件委託契約書は、当該委託に係る契約書である。

これらについて、市は、アの文書については全部開示、イの文書については 一部開示としている。

(3) 本件不開示情報

本件行政文書の不開示情報は、本件委託契約書中の次の情報である。

- ア 法人の印影
- イ 契約期間
- ウ 受託者の住所、商号又は名称、代表者
- エ 第3条 (業務計画書の提出等) 第1項及び第2項
- オ 「風評被害防止ウェブサイト調査業務委託」仕様書(以下「仕様書」とい
 - う。)中、次の項目の記載内容
 - 2 業務内容3 履行期間
 - 4 調査対象
 - 5 具体的内容
 - 6 全般的注意事項
 - 7 その他
- (4) 実施機関は、本件委託契約書に押印した法人の印影は、法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、不開示とすべきであると主張している。また、受託者の情報については、公にすることにより、当該事務の性質上、本件委託契約書の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し不開示とすべきであると主張している。

これらの点について、異議申立人は、異議申立書の中で、当該法人の印影及び受託者の代表者を不開示としたことに不服はないとしている。そのため、当

審査会としては、当該印影の条例第7条第2号該当性及び受託者の代表者の条例第7条第6号該当性については、争いがないとして判断しないものとする。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件委託契約書中の次の情報(以下「本件不開示情報」という。)が、条例第7条第6号に該当するか否かである。

- ア 契約期間
- イ 受託者の住所、商号又は名称
- ウ 第3条(業務計画書の提出等)第1項及び第2項
- エ 仕様書中、2から7までの項目の記載内容
- 3 条例第7条第6号該当性の判断
- (1) 争点に関する条例第7条第6号の構造
 - ア 条例第7条第6号の構造

条例第7条第6号本文は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として、本文の次に(ア)から(オ)までを以下のとおり列記している。

- (ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に 関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行 為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- (イ)契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- (ウ) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害 するおそれ
- (エ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ すおそれ
- (オ) 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又

は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を 害するおそれ

イ 条例第7条第6号該当性

実施機関は、契約期間、受託者、業務計画書提出に関する記述及び仕様書は公にすることにより、本件委託契約書の調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とすべきであると主張している。

(2) 判断に当たっての留意点

当審査会が本件不開示情報について検討するに当たり、留意した事項は、以下のとおりである。

ア 本件調査業務の政策的当否については、当審査会の審査の範囲外であること。

当審査会は、開示決定等に係る処分について行政不服審査法による不服申立てがあったときに、実施機関からの諮問に応じて、当該不服申立てについて調査審議をするものである(条例第22条第1項)。この場合の調査審議の範囲は、開示決定等が条例に適合しているかどうかであり、開示決定等の対象たる業務の政策的当否は、基本的に調査審議の範囲から除かれる。

イ 判断の基準時は、本件処分がなされた時点であること。

当審査会の判断の基準時は、本件処分がなされた時点である。すなわち、当審査会は、本件処分時において、当該処分が条例に適合しているかどうかを判断することとなる。ところで、本件処分は、本件委託契約の契約期間中になされている。そのため、契約期間の残りの期間において、本件不開示情報を公にすると、本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかも考慮すべきことになる。

(3) 不開示情報ごとの判断

以上を前提にして、各情報を検討していくと、以下のとおりとなる。

ア 契約期間

契約期間については、その始期と終期がそれぞれ記載されている。本件処

分は、平成24年11月27日付けで行われているが、本件委託契約書の契約期間の始期は本件処分時よりも前であり、当該情報を公にしても、本件処分時以降の本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、契約期間の始期に係る情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

一方、契約期間の終期に係る情報は、本件調査業務がいつまで行われるのかという情報であり、この情報を公にすると、その終期を意識したウェブサイド上の書き込みがなされる可能性を否定できず、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、契約期間の終期に係る情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

イ 受託者の住所、商号又は名称

契約の相手方である受託者についての情報を公にすると、ウェブサイト上で、受託者を対象とした書き込みが大量になされるなどの可能性があり、それによって、本件調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。したがって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

なお、ウェブサイト上で、受託者を対象とした書き込みが大量になされる などの可能性からは、この情報を公にすることにより、当該法人の権利利益 を害するおそれがあるため、条例7条第2号の法人情報に該当し、不開示と する理由があるともいうことができる。

ウ 第3条(業務計画書の提出等)第1項及び第2項

当該箇所には、本件委託に伴う業務計画書の提出等についての定めが記載されている。実施機関は不開示としているが、一般に、委託契約においては、当該委託業務が適正に履行されることを目的として、事前に業務計画書を提出させ、必要に応じて発注者側から指示を出すことは通常定型的に見られるものである。したがって、これらの情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

エ 仕様書中、2から7までの項目の記載内容

この仕様書には、本件委託業務の仕様が記載されている。これらの項目のうち、「3 履行期間」の項目には、始期と終期が記載されている。そのうち、終期に係る情報については、上記アで述べたように、公にすれば本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、履行期間の終期以外の情報は、一般の委託契約において通常見られる内容ということができ、これらを公にしても、受託者及び履行期間の終期が不開示となっている状況の下では、本件調査業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、履行期間の終期以外の情報は、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

したがって、本件不開示情報のうち別表記載の部分については、条例第7条 第6号に該当せず、開示すべきである.

4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報 について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中 野 敬 一
会長職務	代理者	髙 木 康 衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中 谷 淳 子

別表

文書名	開示すべき部分			
委託契約書(平成24年	1枚目表面	۲4	契約期間」の始期	
8月8日付け北九州市を	1枚目裏面	「第:	3条第1項及び第2項」の全て	
発注者とする「風評被害	4枚目表面	Γ2	業務概要」の全て	
防止ウェブサイト調査業		L3	履行期間」の始期	
務」委託契約書)		$\lceil 4$	調査対象」の全て	
		۲5	具体的内容」の全て	
	4枚目裏面	۲6	全般的注意事項」の全て	
		Γ7	その他」の全て	